

デザイン保護法施行令

全文改正 1990.08.28 大統領令 第 13080 号
 改正 1992.10.27 大統領令 第 13746 号
 改正 1993.03.06 大統領令 第 13870 号
 改正 1993.12.31 大統領令 第 14060 号
 改正 1996.06.03 大統領令 第 15011 号
 改正 1997.12.31 大統領令 第 15577 号
 改正 2001.06.27 大統領令 第 17248 号
 改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号
 改正 2005.06.30 大統領令 第 18903 号
 改正 2007.06.28 大統領令 第 20126 号
 改正 2008.02.29 大統領令 第 20729 号

全文改正 2009.06.30 大統領令 第 21581 号
 改正 2011.03.30 大統領令 第 22788 号
 改正 2012.01.06 大統領令 第 23488 号
 改正 2012.01.17 大統領令 第 23488 号
 他法改正 2013.03.23 大統領令 第 24439 号
 全文改正 2014.01.07 大統領令 第 25067 号
 他法改正 2014.01.28 大統領令 第 25120 号
 一部改正 2014.12.30 大統領令 第 25926 号
 一部改正 2015.04.29 大統領令 第 26217 号
 一部改正 2016.09.27 大統領令 第 27515 号
 一部改正 2017.12.29 大統領令 第 28549 号

第1条(目的) この令は、「デザイン保護法」で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(出願公開をしない場合の通知) 特許庁長は「デザイン保護法」(以下「法」とする)第52条第2項のただし書の規定による出願公開をしない場合には、その趣旨及び理由をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

第3条(審査官の資格) ①法第58条第2項の規定による審査官になれるとする者は、特許庁又はその所属機関の次の各号のいずれかに該当する公務員であり国際知識財産研修院にて審査官研修過程を修了した者とする。**ただし、「国家公務員法」第28条の4第1項の規定による開放型職位に指定された審査官として任用されることができる者は同条第2項の規定により設定された職務遂行要件を備えた者として、同法第28条の5第1項の規定による公募職位に指定された審査官に任用されることができる者は同条第2項の規定により設定された職務遂行要件を備えた者とする。**

1. 高位公務員団に属する一般職公務員
 2. 5級以上的一般職国家公務員
 3. 6級一般職国家公務員(「公務員任用令」別表4の2に応じた専門任期制公務員イ級またはロ級の資格基準に該当する資格を備えた者に限定する)
- ②第1項の規定による審査官の資格の職級に該当する公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)であり弁理士の資格のある者は第1項にも関わらず審査官になることができる。
- ③第1項の規定による審査官の研修に関する必要な事項は特許庁長が定める。

第4条(専門機関の指定基準) ①特許庁長は、法第59条第3項の規定による次の各号の要件を全て備えた法人を専門機関として指定することができる。但し、法第60条第1項第1号の事由による専門機関の指定が取消された法人又はその法人において取消当時に役員であった者が所属している法人としてその指定が取消された後から2年を経過していない場合にはその限りではない。

1. 第5条第1項各号の業務に必要な装備を確保すること
 2. 第5条第1項各号の業務を遂行することができる専担人材及び組職を確保すること
 3. 第5条第1項各号の業務と関連する役職員及び施設・装備に対する保安体系を備えること
 4. 役職員のうち他の機関で「弁理士法」第2条の規定による業務を遂行する役職員を兼ねる者がいないこと
- ②専門機関として指定を受けようとする者は、専門機関指定申請書に第1項各号の要件を全て備えた事実を証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
- ③第1項の規定による指定された専門機関が先行デザインの調査、デザイン物品の分類及びデザイン審査資料の整備・構築業務以外の業務を遂行する場合には、その業務を遂行することで先行デザインの調査、デザイン物品の分類及びデザイン審査資料の整備・構築業務が不公正になるようにしてはならない。
- ④第1項各号の規定による装備、専担人材及び組職の確保に関する詳細的な基準、保安体系の具体的な基準及び専門機関の指定・運営に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第5条(専門機関への業務依頼) ①特許庁長は法第59条第1項の規定による次の各号の業務を専門機関に依頼することができる。

1. 先行デザインの調査業務
 2. デザイン物品の分類業務
 3. デザイン審査資料の整備・構築業務
 4. 国際デザイン登録出願に関する法律業務
 5. その他に特許庁長がデザイン登録出願審査に必要であると認める業務
- ②専門機関の長は特許庁長から第1項各号の業務を依頼された時にはその業務結果を特許庁長に迅速に通知しなければならない。
- ③特許庁長は第2項の規定により通知を受けた業務結果に対して追加調査等が必要と判断された場合には調査範囲等を定めてその専門機関の長に第1項各号の業務を再び依頼することができる。
- ④第3項の規定により業務を再び依頼する場合には、第2項を準用する。

第6条(優先審査の対象) 法第61条第1項第2号での「大統領令で定めるデザイン登録出願」とは次の各号のいずれか一つに該当するものであって特許庁長が定めるデザイン登録出願をいう。

1. 防衛産業分野のデザイン登録出願
2. 緑色技術[温室ガス減縮技術、エネルギー利用効率化技術、清浄生産技術、清浄エネルギー技術、資源循環及び環境保護技術(関連融合技術を含む)等、社会・経済活動の全過程にわたりエネルギーと資源を節約して効率的に使用し、温室ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術をいう]と直接関連したデザイン登録出願
3. 輸出促進に直接関連したデザイン登録出願
4. 国家及び地方自治体の職務に関するデザイン登録出願(「高等教育法」の規定による国公立学校の職務に関するデザイン登録出願であり「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により国公立学校に設置された技術移転・事業化に関する業務を専担する組職が出したデザイン登録出願を含む)

5. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第25条の規定によりベンチャー企業としての確認を受けた企業のデザイン登録出願
6. 「中小企業技術革新促進法」第15条の規定により技術革新型中小企業に選定された企業のデザイン登録出願
7. 「発明振興法」第11条の2の規定により職務発明補償優秀企業に選定された企業のデザイン登録出願
- 7の2. 「発明振興法」第24条の2により知職財産の経営認証をうけた中小企業のデザイン登録出願**
- 7の3. 「産業デザイン振興法」第6条の規定により、デザインが優秀な商品として選定された商品に関するデザイン登録出願**
8. 国家の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果物に関するデザイン登録出願
9. 条約の規定による優先権主張の基礎になるデザイン登録出願(該当デザイン登録出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁でデザインに関する手続が進行中のものに限る)
10. デザイン登録出願人がデザイン登録出願されたデザインを実施しているか、実施を準備中のデザイン登録出願
11. 電子取引と直接関連したデザイン登録出願
12. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査をすることに合意したデザイン登録出願
13. 優先審査申請をしようとする者がデザイン登録出願されたデザインに関して専門機関に先行デザインの調査を依頼した場合であり、調査結果を特許庁長に通知するよう専門機関に要請したデザイン登録出願
- 14. 人工知能、IoT等の4次産業革命と関連された技術を活用したデザイン登録出願**

第7条(優先審査の申請等) ①優先審査を申請しようとする者は産業通商資源部令で定める優先審査申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は第1項の規定による優先審査申請を受けた場合には優先審査の可否を決定しなければならない。

③第2項の規定による優先審査可否決定に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第8条(審判官の資格) ①法第130条第2項の規定による審判官になることができる者は特許庁及びその所属機関の4級以上的一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうち次の各号のいずれか一つに該当する者であり国際知識財産研修院で審判官研修過程を修了した者とする。

1. 特許庁で2年以上審査官として在職した者
 2. 特許庁で審査官として在職した期間及び5級以上的一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として特許審判院で審判業務に直接従事した期間を合わせて2年以上の者
- ②第1項の規定による審判官資格の職級に該当する公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)であり、弁理士資格のある者は第1項の規定に問わらず審判官になることができる。
- ③第1項の規定による審判官の研修に関して必要な事項は特許庁長が定める。

第9条(書類の送達等) ①法第209条の規定により送達する書類は特許庁又は特許審判院で当事者及びその代理人が直接受領するか情報通信網を利用して受領する場合以外は書留郵便で発送しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は第1項の規定により書類を送達した場合には次の各号の区分の規定により受領証及びその内容を保管しなければならない。

1. 当事者及びその代理人が特許庁又は特許審判院で直接受領する場合：受領日及び受領者の氏名が記された受領証
2. 当事者及びその代理人が情報通信網を利用して受領する場合：特許庁又は特許審判院が運営する発送用電

算情報処理組職のファイルに記録された内容

3. 書留郵便で発送する場合：書留郵便物受領証

③デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審、通常実施権設定の裁定及びデザイン登録の取消に関する審決又は決定の謄本を送達する場合には「郵便法」第15条第3項の規定による選択的郵便役務の内、特別送達の方法でしなければならない。ただし、法第31条第1項の規定による電子文書利用申告をした者に送達する場合には情報通信網を利用してすることができる。

④送達をする場合には法及びこの令に特別な規定がある場合以外には送達を受ける者にその書類の謄本を送らなければならず、送達する書類の提出に替えて調書を作成した時にはその調書の謄本か抄本を送らなければならない。

⑤未成年者、限定被後見人(デザイン権又はデザインに関して権利と関連する法定代理人がいる場合に限定する)又は成年被後見人に送達する書類はその法定代理人に送達する。

⑥2人以上が共同で代理権を行使する場合にはそのうちの1人に送達する。

⑦刑務所・拘置所等の校正施設に拘束された者に送達する書類はその所長に送達する。

⑧当事者及びその代理人が2人以上の場合に書類の送達を受けるための代表者一人を選定し特許庁長又は特許審判院長に申告した場合にはその代表者に送達する。

⑨送達場所は送達を受ける者の住所及び営業所とする。ただし送達を受けようとする者が送達場所(国内に限定する)を特許庁長又は特許審判院長にあらかじめ申告した場合にはその場所とする。

⑩送達を受ける者が送達場所を変更した時には遅滞なくその事実を特許庁長に申告しなければならない。

⑪送達を受ける者が正当な事由なしに送達を受けることを拒否し送達することができなくなった時には発送した日に送達されたものとみなす。

⑫法の規定により送達する書類以外の書類の発送等に関しては特許庁長が定める方法に従う。

第10条(デザイン公報) ①法第212条第1項の規定によるデザイン公報は登録デザイン公報及び公開デザイン公報に区分する。

②法第90条第3項及び第212条第4項の規定による登録デザイン広報には次の各号の事項を掲載する。ただし法第43条の規定による秘密デザインの場合、第7号から第9号までの事項はデザイン登録出願人が請求した秘密指定期間が過ぎた後に掲載しなければならない。

1. デザイン権者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. デザインの対象になる物品及びその物品類

3. デザイン審査登録又はデザイン一部審査登録の事実

4. 創作者の氏名及び住所

5. デザイン登録出願番号及びデザイン登録出願日

6. デザイン登録番号及びデザイン登録日

7. 図面又は写真(見本の写真を含む)

8. 創作内容の要点

9. デザインの説明

10. 次の各目の区分の規定による事項

イ. 物品の部分に関するデザイン(以下「部分デザイン」という)の場合：部分デザインの登録の事実

ロ. 法第35条の規定により関連デザイン登録出願がされ、登録されたデザインの場合：基本デザインの表示

ハ. 法第41条の規定により複数のデザイン登録出願がされ、登録されたデザインの場合：デザインの一連番号

二. 法第 51 条第 1 項の規定により条約の規定による優先権を主張しデザイン登録出願がされ、登録されたデザインの場合：優先権主張の基礎になる出願日

ホ. 法第 52 条の規定により出願公開されたデザイン登録の場合：出願公開及び公開年月日

11. その他に特許庁長が掲載する必要があると認める事項

③公開デザイン広報には法第 52 条第 1 項の規定による公開申請があるデザイン登録出願又は法第 56 条本文に該当するデザイン登録出願に対して次の各号の事項を掲載する。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. デザインの対象になる物品及び物品類

3. デザイン審査登録出願又はデザイン一部審査登録出願の事実

4. 創作者の氏名及び住所

5. デザイン登録出願番号及びデザイン登録出願日

6. 出願公開番号及び公開年月日

7. 図面又は写真(見本の写真を含む)

8. 創作内容の要点

9. デザインの説明

10. 次の各目の区分の規定による事項

イ. 部分デザインの場合：部分デザインのデザイン登録出願の事実

ロ. 法第 35 条の規定による関連デザイン登録出願の場合：基本デザインの表示

ハ. 法第 41 条の規定による複数のデザイン登録出願の場合：デザインの一連番号

二. 法第 51 条第 1 項の規定によるデザイン登録出願の場合：優先権主張の基礎になる出願日(法第 51 条第 4 項の規定による優先権証明書類が提出される前に公開する場合にはその内容を共に記載しなければならない)

ホ. 法第 56 条の規定により掲載する場合：同一又は類似したデザインに対して同日にデザイン登録出願をした二以上のデザイン登録出願人の間に協議が成立せず、あるいは協議をすることができず該当デザイン登録出願に対して全て拒絶決定をしたり拒絶すべき旨の審決が確定した事実

11. その他に特許庁長が掲載する必要があると認めるデザイン登録出願公開に関する事項

④特許庁長は第 2 項及び第 3 項の規定により自然人のデザイン権者、自然人のデザイン登録出願人又は自然人の創作者の住所を掲載する場合にそのデザイン権者、デザイン登録出願人又は創作者の申請があればその住所の一部だけを掲載することができる。

⑤第 4 項の規定による申請の方法・手続及び住所の掲載範囲は特許庁長が定めて告示する。

第 11 条(固有識別情報の処理) 特許庁長又は特許審判院長は次の各号の事務を遂行するため不可避である場合「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号又は第 4 号の規定による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 29 条の規定による固有番号の付与に関する事務

2. 法第 37 条の規定によるデザイン登録出願に関する事務

3. 法第 145 条の規定による証拠調査及び証拠保全に関する事務

4. 法第 213 条の規定による書類の提出等に関する事務

5. その他に法及びこの令の規定による出願、審査、審判、登録に関する申請・申告又は提出に関する事務

第12条(過怠料の賦課基準) 法第229条第1項の規定による過怠料の賦課基準は別表の通りである。(別表省略)

附 則[1990.08.28]

この令は、1990年9月1日から施行する。

附 則[1992.10.27]

この令は、1992年11月1日から施行する。

附 則[1993.3.6]

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条ないし第4条 省略

附 則[1993.12.31]

この令は、1994年1月1日から施行する。

附 則[1996.6.3]

この令は、1996年7月1日から施行する。

附 則[1997.12.31]

この令は、1998年3月1日から施行する。

附 則[2001.6.27]

この令は、2001年7月1日から施行する。

附 則[2004.3.17](電子的民願処理のための仮釈放者管理規定等中改正令)

この令は、公布した日から施行する。

附 則[2005.06.30]

第1条(施行日) この令は、2005年7月1日より施行する。

第2条(他の法令の改正) 省略

附 則[2007.06.28]

第1条(施行日) この令は、2007年7月1日より施行する。

第2条(デザイン公報記載に関する適用例) 第1条の2第4項第2号の2の改正規定は、この令の施行後、最初に法第16条第2項後段により拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定したデザイン登録出願より適用する。

付 則<第20729号、2008.2.29>(特許庁及びその所属機関職制)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①省略

②デザイン保護法施行令の一部を次の通り改正する。

第2条第4項のうち、"産業資源部令"を"知識経済部令"にする。

③から⑩まで 省略

付 則<2009.06.30>

この令は、2009年7月1日から施行する。

付 則<大統領令第22788号、2011.3.30>

第1条(施行日) この令は、2011年4月1日から施行する。

第2条(審決又は決定の謄本送達に関する適用例) 第8条第3項の改正規定は、この令施行後最初に審決又は決定がなされたものから適用する。

付 則<第 25067 号、2014.1.7>

第 1 条(施行日) この令は 2014 年 7 月 1 日から施行する。ただし第 6 条第 7 号及び第 9 条第 5 項の改定規定は公布した日から施行する。

第 2 条(一般的適用例) この令はこの令施行後、最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第 3 条(禁治産者等に関する結果措置) 第 9 条第 5 項の改定規定による成年被後見人及び限定被後見人には法律第 10429 号民法一部改定法律付則第 2 条の規定により禁治産又は限定治産選挙の効力が維持される者を含むものとみなす。

第 4 条(デザイン広報名称変更に関する措置) この令の施行当時、従来の規定によるデザイン審査登録広報及びデザイン無審査登録広報は第 10 条の改定規定による登録デザイン広報とみなす。

第 5 条(他の法令の改正) 省略

付 則<大統領令第 25120 号、2014.1.28>(発明振興法施行令)

第 1 条(施行日) この令は 2014 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法令の改正) 大統領令第 25067 号デザイン保護法施行令一部改正令の一部を次のように改正する。大統領令第 25067 号デザイン保護法施行令一部改正令付則第 5 条第 2 項中“第 6 条の 3 第 4 項第 1 号”を“第 6 条の 6 第 4 項第 1 号”とする。

付 則<第 25926 号、2014.12.30>

この令は 2015 年 1 月 1 日から施行する。

付 則<第 26217 号、2015.4.29>

この令は公布した日から施行する。

付 則<第 27515 号、2016.9.27>

この令は公布した日から施行する。

付 則<第 28549 号、2017.12.29>

この令は公布した日から施行する。